

令和7年北アルプス広域連合議会8月定例会会議録（1日目）

令和7年8月21日
開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから、令和7年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、18名全員であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立了しました。

続いて、理事者等の欠席遅参等につきましては、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長、監査委員及び所定の職員は全員出席をしております。

報告は以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（傳刀健君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名人の指名」を行います。会議録署名議員は、広域連合議会会議規則第109条の規定により、議長において、4番・西澤和保議員、5番・栗林陽一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る8月12日に議会運営委員会を開催願い、御審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めることといたします。

議会運営委員長。

[議会運営委員長（大和田耕一君）登壇]

○議会運営委員長（大和田耕一君） おはようございます。

去る、8月12日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要について報告をいたします。本定例会の会期日程は、本日8月21日と明日22日の2日間であります。

本定例会に付議されております案件は、決算案件5件、予算案件5件の計10件と北アルプス広域連合議会宛に提出されました陳情1件でございます。決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、質疑を行います。各議案等につきましては、委員会に付託し審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。

議会運営委員会では、以上のことを行っておりました。

審議の概要は以上であります。

よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、御質疑ありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告どおり本日8月21日と8月22日の2日間とし、議会運営につきましても報告どおり決することに御異議ございませんか。

([異議なし]と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。

日程第2 広域連合長あいさつ

○議長（傳刀健君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○議長（牛越徹君） おはようございます。

本日、ここに令和7年北アルプス広域連合議会8月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かと御多用の中にもかかわらず御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、今年は例年とほぼ変わらない時期の梅雨明けとなりましたものの、先月下旬から連日猛暑が続き、全国的に40度を超える気温が観測され、大町市では、先月28日に観測史上、過去最高気温に並ぶ、35.5度が記録されるなど県内各地域でも過去最高となる気温が記録されております。また、全国的に少雨により、水稻をはじめ、農作物への影響が出ている地域もあり、当地域におきましても水稻など農作物への影響が懸念されるところであります、今後の気象の推移を注視してまいります。

次に、地域経済を巡る最近の動向について申し上げます。長野財務事務所が、先月29日に発表した県内経済情勢によりますと、個人消費は物価の上昇から消費マインドとして節約志向がみられるが顕著な買い控え等はみられず、全体として緩やかに回復しているとしており、生産活動につきましても業種別の鉱工業生産指数については、電気機械等の業種において下降しているものの電子部品は上昇してきており持ち直しの傾向にあることから、総括判断では県内経済は持ち直している、としております。先行きにつきましては、各種政策効果が景気の持ち直しを支えることが期待されるが、物価上昇の継続や米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるとしております。

また、長野経済研究所が先月24日に発表した産業別四半期見通し調査の結果によりますと、製造、販売、工事などの分野では、今後において低調や維持とする見通しが多いものの、観光分野につきましては5月の大型連休を中心に、国内旅行者による観光需要が順調であったことに加え、インバウンドによる宿泊利用も好調だったとし、引き続き、夏季の行楽シーズンを迎える・宿泊施設ともに順調な利用を見込むとしております。

当地域も自然豊かな緑輝くグリーンシーズンの盛りを迎えており、地域の特色を活かした山岳観光の推進などにより、観光産業が地域を支える基幹産業として、持続的な地域経済発展の原動力となることを期待するところでございます。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、広域一般廃棄物処理事業について申し上げます。一般廃棄物最終処分場大町市グリーンパーク第3期埋立地の整備につきましては、建設予定地の高根地区を中心とする生活環境影響調査が終了し、5月から先月にかけて調査書の縦覧と意見募集を実施いたしました。今回の調査結果に関する意見等は特にありませんでしたが、生活環境影響調査の結果や基本設計の内容を実施設計に反映し、年内の工事着手に向け所要の事務を進めてまいります。

北アルプスエコパークは、長期包括運営管理業務契約に基づき、費用の平準化と経費削減を図りつつ、安全で安定的な施設の運転管理に努めており、これまで特段の事故等も無く、円滑な施設の運営を継続しております。昨年度における可燃ごみの搬入量は、大町市6, 455トン、白馬村3, 383トン、小谷村644トンで、合計10, 482トンとなり、前年度比120トン、1.2パーセントの増で、1日当たりの焼却量は32.1トンとなりました。資源物などにつきましては、大町リサイクルパーク、北アルプスエコパーク及び白馬リサイクルセンターにおいて適正に処理されておりますほか、4月から始まったプラスチック製品の回収につきましても、順調に進んでおります。

4月に開所いたしました白馬リサイクルプラザの利用状況につきましては、リユース品の持ち込み及び持ち帰りを合わせ、先月までの4か月間で延べ575人、1日平均6.8の方に利用いただいております。今後もごみの減量化とリサイクルの促進を図るとともに、引き続き、ごみ処理広域化の推進に努め、3市村との連携の下で持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況は、本年1月から先月末までに17件発生し、そのうち建物火災は8件で、死者1人、負傷者1人となっております。また、その他の火災は、たき火の延焼等によるもので、出火件数は昨年同期に比べ1件増加しており、引き続き管内市町村消防団をはじめ、関係機関と連携し火災予防の啓発に努め、住民の安心、安全の確保に取り組んでまいります。

救急出動につきましては2, 444件で、昨年同期に比べ185件の増となっており、過去最多の水準で推移しております。この夏は梅雨明けとともに最高気温が30度を大きく上回る猛暑日が続き、熱中症関連の出動が増加しております。今後も厳しい残暑が見込まれることから、市町村等と連携し熱中症予防について、よりいっそう注意喚起を図るとともに、救急車が到着するまでの適切な応急救護措置の普及に努めてまいります。

また、各種感染症の感染者数もこの夏は増加傾向にあり、救急搬送における感染予防対策につきましても、引き続き徹底を図ってまいります。近年、県内において山岳遭難事故が増加傾向にあることを受け救助出動の対応を強化するため、昨年8月、山間地救助班を創設いたしました。本年は警察山岳救助隊との合同山岳パトロールを実施し、関係機関との連携を図り、遭難事故への的確な対応に努めてまいります。更に、近年は局地的な短時間豪雨による記録的な降雨、線状降水帯の多発が予想されますことに加え、今後、本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、市町村消防団をはじめ、関係機関と連携を密にし万全の体制で災害に備え、住民の安全確保に力を尽してまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家の運営について申し上げます。当施設におきましては、昨年10月より入所定員を8床減じ、42床といたしましたが、これに伴う入所の調整に当たりましては、多くの皆様の御理解と御協力をいただき、円滑に移行し施設の運営に努めております。前年度の利用状況につきましては、定員縮小に伴い入所者数は前年度比で1, 103

人減少し延べ15,905人となり、利用いただぐ人数は限られていますが、引き続き利用者お一人おひとりに寄り添った、細やかなサービスの提供を心がけてまいります。

また、通所リハビリテーションにつきましては、前年度に比べ運営日数が4日少なかったことに加え、感染症の流行や体調不良、入院などにより、一時利用者が減少した時期もありましたものの、利用者数は前年を215人上回る5,032人となりました。

なお、今後の虹の家の運営方針につきましては、令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間内に、事業の廃止を含め方針を決定することとしており、あらゆる可能性を検討するため、県内109か所の民間法人を対象に「介護老人保健施設」及び「認知症対応型共同生活介護」の運営に関する意向調査を実施いたしました。この調査に対し、前向きな回答をいただいた法人もあり、現在の施設の課題等について整理した上、事業継続の可能性について検討を進めております。引き続き利用者の皆様や地域社会への影響を最小限に止どめるよう十分に配慮し、安心・安全な施設の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。「第9期介護保険事業計画」につきましては、本年度は計画期間の中間年に当たりますことから目標達成の進捗状況を見極めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が継続できる環境の整備を進め、介護保険制度の安定的かつ持続可能な運営に向け、引き続き必要な施策を着実に推進してまいります。介護サービス相談員派遣事業につきましては、給付適正化の一環として実施しており、介護サービスの質の向上と、利用者と事業者との信頼関係構築を目的として、特別養護老人ホームや通所介護施設等に相談員を派遣するもので、相談員は、利用者との対話を通じてその声を丁寧に拾い上げ、事業者との橋渡しを担うとともに、介護現場における課題を早期に把握し、改善につなげる活動を展開しております。当広域連合では、全国的にも比較的早い、平成13年度から取り組んでおり、当初は5名体制で23事業所の訪問から始まり、現在、管内7か所の全特別養護老人ホームをはじめ、合わせて53事業所について12名の相談員が訪問し活動を実施しております。なお、介護事業所数の増加に伴い、綿密な相談活動という面で課題を残すケースもあり、今後、一層相談体制の充実を図り、利用者と事業者の双方に信頼される相談しやすい体制の構築により、地域における介護サービスの更なる質の向上とサービス提供体制の確保に努めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。鹿島荘につきましては、今月1日現在、措置入所では44の方が入所しており、また、生活短期宿泊事業では9の方が利用され、措置と短期合わせ53の方に利用いただいており、居室の利用率は95パーセントとなっております。また、ひだまりの家におきましては、利用定員の9の方に利用いただいております。鹿島荘におきましては、今月5日に夏を楽しむレクリエーション行事を実施し、多くの入所者に参加いただき、また、ひだまりの家では、先月24日、利用者の御家族や近隣地域の皆様との地域交流会を開催いたしました。今後も地域住民の皆様はじめ、ボランティアの皆様との交流の機会を大切にし、地域に開かれた施設づくりに努めてまいります。一方で職員体制につきましては、支援員や看護師は募集しても応募が無い状態が続いており、人材の確保に苦慮しております。今後も引き続き、ハローワークなどを通じ人材の確保に努めますとともに、関係市町村と密接な連携を図り、入所者の円滑な施設利用を図ってまいります。なお、両施設とも高齢の入所者が多く、感染症や熱中症への対策など健康と安全の管理に十分配慮し、明るい環境の下、安心して日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

本定例会に御提案申し上げます案件は、決算案件5件、予算案件5件の合計10件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（傳刀健君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

議案第16号から議案第20号までの5議案は、いずれも令和6年度各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りをいたします。

議案第16号から議案第20号までの5議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よってそのように取り扱ってまいります。

それでは議案第16号から議案第20号までの5議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君）

ただいま議題となりました議案第16号から議案第20号までの5会計の歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております、主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せて御覧ください。それでは順次御説明申し上げます。

議案第16号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。主要な施策の成果は1ページからでございます。

議案2ページ、3ページの歳入歳出決算書を御覧ください。歳入3ページ、収入済額の最下段、決算額は、29億9,251万9,297円となり、前年度比6.7パーセントの増でございます。

4ページ、5ページを御覧ください。歳出5ページ、支出済額の最下段、決算額は、28億6,941万8,753円となり、前年度比17.6パーセントの増となっております。決算額が増となった主な要因は、ごみ処理広域化推進費の前年度からの繰越分及び常備消防費にかかる工事請負費の増によるものでございます。

その結果、6ページでございますが、歳入歳出差引残額は、1億2,310万544円となり、翌年度へ繰越しとしております。

8ページの歳入から、主な内容について御説明申し上げます。款1項1目1市町村負担金20億486万6千円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費などに係る市町村負担金でございます。

10ページ、11ページを御覧ください。上段の款2項2目2衛生手数料8,716万

400円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入によるごみ焼却手数料でございます。款3項1目1循環型社会形成推進交付金684万2千円は、大町市グリーンパーク第3期工事に伴う生活環境影響調査業務及び基本設計業務に係る補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。目2廃棄物処理施設整備交付金1,175万円は、大町リサイクルパークストックヤード棟建設工事及び施工監理業務に係る、補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。目21繰越明許費循環型社会形成推進交付金1億7,150万円は、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事及び白馬リサイクルプラザ建設工事、並びに各工事の施工監理業務に係る補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。款3項2目1低所得者保険料軽減負担金3,034万8,558円及び款4項1目1低所得者保険料軽減負担金1,517万4,279円は、低所得者の介護保険料軽減にかかる国庫及び県負担金でございます。

12ページ、13ページを御覧ください。款5項2目1物品売払収入181万9,300円は、不要となりました水槽付消防ポンプ自動車ほかを売却したことによるものでございます。款7繰越金3億6,310万8,913円は、繰越明許費繰越金を含めた前年度からの繰越金でございます。款8項1目1雑入1,320万326円の主なものは、県消防防災航空隊派遣に係る消防職員人件費交付金のほか、ペットボトル有償拋出金など資源物売払収入が主なものでございます。款9項1目2消防債2億8,310万円は、節3防災対策事業債で、高機能消防指令システム更新整備事業に充てた起債でございます。

次に、14ページ、15ページの歳出を御覧ください。款1議会費は、議会定例会4回の開催のほか、臨時に開催しましたごみ処理特別委員会に伴う費用でございます。款2項1目1一般管理費8,881万7,434円は、節2給料、節3職員手当、節18負担金補助及び交付金で、職員5名と派遣職員4名分の人件費のほか、事務費が主なものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。目2財産管理費503万9,235円は、北アルプス市町村会館の維持管理に係る費用でございます。目3情報化推進費9,158万8,937円は、市町村と広域連合が共同利用する業務システム等に係る費用であり、節13使用料及び賃借料の機器リース料が主なものでございます。

16ページの最下段から18ページ、19ページを御覧ください。款3項1目1入所判定委員会費は、年4回開催しました老人ホーム等入所判定委員会委員2名分の報酬と費用弁償が主なものでございます。目2障害支援区分認定審査会費124万8,837円は、年12回開催しました審査会委員5名分の報酬と費用弁償が主なものでございます。目3低所得者保険料軽減事業費6,069万7,116円は、節27繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を介護保険事業特別会計へ繰出したものでございます。款4項1目1葬祭場費3,002万4,552円の主なものは、節12委託料は、葬祭場指定管理料、節14工事請負費は、火葬炉台車耐火物積替等の補修工事を行ったものでございます。目2ごみ処理広域化推進費1億612万5,852円の主なものは、20ページ、21ページを御覧ください。節12委託料は、大町市グリーンパーク第3期工事に係る基本設計業務、生活環境影響調査業務のほか、節14工事請負費は、大町リサイクルパークストックヤード棟建設工事が主なものでございます。目3廃棄物処理費6億1,620万1,522円では、節12委託料で、北アルプスエコパーク長期包括運営管理業務委託が主なものでございます。

22ページ、23ページを御覧ください。目4リサイクル推進費7,697万6,453円は、節12委託料で、資源物処理業務委託が主なものでございます。目21繰越明許費ご

み処理広域化推進費は24ページ、25ページを御覧ください。主なものは、節12委託料及び節14工事請負費で、令和5年度からの繰越事業として、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事及び白馬リサイクルプラザ建設に係る工事請負費並びに、各工事における施工監理業務委託が主なものでございます。

項目1保健衛生費3,743万5,510円では、節12委託料で、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へ、それぞれ委託して実施したものでございます。節18負担金補助及び交付金では、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、2次救急として重症救急患者の医療を確保するため、輪番制で行っていただいております、市立大町総合病院とあづみ病院に対する運営費の一部を補助したものでございます。

款5消防費12億4,425万3,372円の主なものは、26ページ、27ページを御覧ください。節12委託料で、消防救急デジタル無線設備保守点検業務のほか、節14工事請負費では、高機能消防指令センター更新整備工事によるもの。節17備品購入費では、北部署に配備しました査察広報車の更新が主なものでございます。

28ページ、29ページを御覧ください。款6土木費2,342万4,624円は、職員3名と会計年度任用職員2名分の人物費が主なものでございます。

款7諸支出金、目1他会計繰出金757万4千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度及び令和5年度にそれぞれふるさと市町村圏事業特別会計より借入れた7,500万1千円の償還に充てるものであります。

款8公債費8,323万3,835円は、消防防災施設整備事業など、広域連合債11件分の元金と利子の償還金でございます。以上、款項目別に主な内容を御説明申し上げました。

33ページには実質収支に関する調書、34、35ページには財産に関する調書、36、37ページには財源内訳等の決算資料、38、39ページには連合債一覧表。また、40ページには市町村負担金の集計表を記載してございます。一般会計決算の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第17号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。決算書は41ページから、主要な施策の成果につきましては18ページから御覧ください。

議案42ページ、43ページ、歳入歳出決算書を御覧ください。歳入43ページ、収入済額の最下段、決算額は、1,572万6,929円となり、前年度比52.8パーセントの減でございます。

44ページ、45ページを御覧ください。歳出45ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は、1,063万3,740円となり、前年度比62.3パーセントの減となっております。

歳入、歳出ともに前年度より減額となった主な理由は、令和6年度は、市町村負担金平準化に充てるため、ふるさと市町村圏基金から一般会計へ繰り出した償還額の減少に伴い、基金繰入金及び繰出金がそれぞれ減となったものです。

その結果、46ページでございますが、歳入歳出差引残額は、509万3,189円となり、翌年度へ繰越しとしております。

48ページ、49ページの歳入を御覧ください。款1項1目1利子及び配当金302万8,517円は、基金運用による利子収入でございます。項2目1一般会計繰入金757万4千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度及び令和5年度に一般会計へ貸付けた

7, 500万1千円の分割償還によるものでございます。款3繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、50ページ、51ページの歳出を御覧ください。款1項1目1活動事業費311万9,740円は、節18負担金補助及び交付金では、ふるさと市町村圏基金の利息を活用し、圏域内で行われた市町村の地域振興イベント等に対する補助を行ったものでございます。目2積立基金費751万4千円は、令和3年度及び令和5年度に市町村負担金平準化に充てた基金の一部を積み戻したものでございます。

53ページは、実質収支に関する調書、54ページには財産に関する調書を記載しております。ふるさと市町村圏事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。主要な施策の成果は21ページからでございます。

議案56ページ、57ページの歳入歳出決算書を御覧ください。歳入57ページ、収入済額の最下段、決算額は、2億7,741万7,980円となり、前年度と比較し、6.2パーセントの減でございます。

次に58ページ、59ページを御覧ください。歳出59ページ、支出済額の最下段、決算額は、2億7,426万5,728円となり、前年と比較し、6.5パーセントの減となっております。

歳入歳出決算額がそれぞれ減となつた主な要因は、虹の家事業基金からの繰入金の減、規模縮小に伴う療養介護費収入の減のほか、施設運営に係る事務的経費及び配置職員の見直しに伴う人件費の減などが主な理由でございます。

その結果、60ページでございますが、歳入歳出差引残額は、315万2,252円となり、翌年度へ繰越しとしております。

62ページの歳入から、主な内容を御説明申し上げます。款1項1目1入所療養介護費収入1億2,364万5,086円は、契約入所者に係る介護給付費でございます。契約入所者につきましては、定員規模の縮小に伴い前年度と比較して、900名減少となりましたことから、給付費につきましても236万円ほど減額となっております。款1項2目1短期入所療養介護費収入2,651万349円は、短期入所利用者に係る介護費収入でございます。短期入所につきましても、契約入所と同様に規模縮小に伴い、前年度と比較して利用者が203名減少したことから、給付費につきましても83万円ほど減額となっております。款1項2目2通所リハビリテーション費収入4,481万796円は、通所リハビリテーションサービス利用者5,032名に係る介護費収入でございます。款1項3目1節1施設利用料収入5,896万1,832円は、入所系サービスと通所系サービス利用者に係る施設利用料でございます。款1項4目1特定入所者介護サービス費収入323万5,743円は、介護サービス提供に係る補足給付費の収入でございます。

64ページ、65ページを御覧ください。款2繰越金242万8,933円は、令和5年度からの繰越金でございます。款3諸収入68万1,241円は、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金のほか、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。款6分担金及び負担金1,714万4千円は、虹の家管理運営費の市町村負担金でございます。

続きまして66ページ、67ページの歳出を御覧ください。款1項1目1介護老人保健施設事業費節2給料から節4共済費までは、虹の家の職員12名分の人件費が主なものでございます。節10需用費4,226万9,053円は、施設の光熱水費や燃料代、施設修繕

料、施設内の消耗品や入所者の食事に係る賄材料費のほか、医薬材料費等でございます。節11役務費347万5,958円は、寝具等のクリーニング代、電話代、郵送料のほか、各種保険料が主なものでございます。節12委託料1億4,223万1,409円の主なものは、市立大町総合病院へ支払った虹の家施設運営業務委託料1億2,157万5,108円と給食業務委託料1,022万3,912円が主なものでございます。節13使用料及び賃借料249万1,729円は、寝具リース代及び福祉用具のほか、複写機のリース料が主なものでございます。節17備品購入費9万4,204円は、パーテーションほかの購入費でございます。節18負担金補助及び交付金21万1,010円は、関係団体への負担金等でございます。

68ページ、69ページを御覧ください。節26公課費9万3,100円は、公用車3台分の車検時重量税ほかでございます。

71ページには実質収支に関する調書、72、73ページには財産に関する調書、74ページには財源内訳等の決算資料を記載しております。介護老人保健施設事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第19号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

議案は75ページから、主要な施策の成果は25ページから御覧ください。

議案76ページ、77ページの歳入歳出決算書を御覧ください。歳入、77ページ、収入済額の最下段、決算額は、72億5,625万4,567円となり、前年度から1.4パーセントの増となりました。款1保険料の不能欠損額は、本人死亡等により時効を迎えた未納分保険料707万8,532円の不納欠損処理を行った結果、収入未済額は2,209万941円となっております。

78、79ページを御覧ください。歳出79ページ、支出済額の最下段、決算額は、71億7,612万1,803円となり、前年度から1.9パーセントの増となっております。

その結果、80ページでございますが、歳入歳出差引残額は、8,013万2,764円となり、翌年度へ繰越しとしております。

なお、繰越金のうち令和6年度の介護給付費等にかかる国、県、市町村負担金が過大交付となったものにつきましては、令和7年度においてそれぞれへ償還をいたします。

82ページの歳入から主な内容について御説明申し上げます。款1項1目1第1号被保険者保険料の収入済額は、14億802万9,746円となり、前年度比1.7パーセントの増となっております。款2項1目1市町村負担金10億4,958万円は、保険給付費の法定負担分と総務費などの運営費分でございます。款4国庫支出金17億9,212万

2,140円のうち、項1目1介護給付費負担金の現年度分11億8,552万6,100円は、保険給付費の法定負担分であり、項2目2地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業等にかかる法定負担分でございます。

84ページ、85ページを御覧ください。目6保険者努力支援交付金1,091万7千円及び目7保険者機能強化推進交付金568万8千円は、介護保険事業計画のP D C Aサイクルの強化や高齢者の自立支援のほか、介護予防等にかかる取組みに対する評価として交付された補助金でございます。

款5支払基金交付金18億1,542万9千円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。款6県支出金10億461万4,892円の

うち、項1目1介護給付費負担金9億4, 446万4, 810円は、保険給付費の現年度及び過年度分の法定負担分でございます。

86ページ、87ページを御覧ください。項2目1介護保険事業費補助金173万2千円は、社会福祉法人等が行う低所得者に対する利用料負担軽減事業への補助であり、対象者は75名でございました。款8項1目1低所得者保険料軽減繰入金6, 069万7, 116円は、保険料段階の第1段階から第3段階の住民税非課税世帯の方の保険料負担軽減のための公費負担分であり、一般会計から繰入れるものでございます。

続きまして、90ページからの歳出を御覧ください。款1項1目1一般管理費8, 724万4, 392円は、職員8名分の人事費のほか、節12委託料は介護保険システムソフト保守業務等が主なもの。節17備品購入費403万1, 720円は、納付書等を自動で読み取るOCR装置を更新したもの、節18負担金補助及び交付金1, 053万9, 849円は、派遣職員1名分の人事費が主なものでございます。項2徴収費506万1, 713円は、節11役務費で保険料徴収のための郵送料などが主なものでございます。項3目1介護認定審査会費1, 359万5, 118円では、節1報酬が主なもので、保健、医療、福祉分野の有識者25名が、5名ずつ5グループに分かれ、認定審査会を年間96回開催し、3, 260件の審査判定を行ったものでございます。

92ページ、93ページを御覧ください。目2認定調査等費3, 680万5, 547円は、節1報酬で要介護認定調査員である会計年度任用職員6名分の報酬と、節11役務費の主治医意見書作成手数料が主なものでございます。項4目1趣旨普及費85万1, 070円は、節10需用費の印刷製本費は、年2回発行しております介護保険広報紙「井戸端かいご」の印刷代等でございます。項5目1計画策定委員会費117万3, 760円は、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画作成に伴う、策定委員会最終回分の委員報酬のほか、計画策定を受け全面改訂しました介護保険総合パンフレット「北アルプスの介護保険」の発行に係る印刷代等が主なものでございます。項6保健福祉事業費1, 726万2, 530円は、節18負担金補助及び交付金では、社会福祉法人等が行う低所得利用者に対する利用者負担軽減事業補助金等が主なものでございます。

94ページ、95ページを御覧ください。款2保険給付費の総額は、65億1, 651万7, 070円で前年度比3. 4パーセントの増となっております。項1介護サービス等諸費60億8, 454万5, 944円は、要介護1から要介護5の方が利用された、居宅及び施設介護サービスに対する給付費で、前年比3. 5パーセントの増となっております。

96ページ、97ページを御覧ください。項2介護予防サービス等諸費1億3, 561万6, 262円は、要支援1及び要支援2の方が利用された介護予防サービス給付費で、前年度比12. 2パーセントの増となっております。

98ページ、99ページを御覧ください。項4高額介護サービス等費1億3, 094万4, 386円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付でございます。項5高額医療合算介護サービス等費1, 589万8, 981円は、介護保険と医療保険の利用者負担が、高額介護サービス費等を控除してもなお、一定額を超えた場合の給付分でございます。

100ページ、101ページを御覧ください。項6特定入所者介護サービス等費1億4, 351万8, 705円は、施設等利用者の食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。なお、款2の保険給付費のうち、款2項1目1の居宅介護サービス給付費及び目5の施設介護サービス給付費が全体の73. 4パーセントを占める状況となっております。款3項1目1給付準備基金積立金2, 700万5千円の

主な内訳は、第1号被保険者の保険料分1, 722万円余のほか、過年度分の保険料軽減負担金等を積み立てるものでございます。款4地域支援事業費3億7, 332万1, 934円は、要介護状態へ移行しないために行う介護予防や総合相談、及び認知症対策、権利擁護等の各事業を主に関係市町村へ委託して実施したもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にかかる費用であり、前年度比1.8パーセントの減となりました。

104ページ、105ページを御覧ください。款5項1目2償還金9, 562万2, 809円は、令和5年度において、過大に交付された国庫負担金、支払基金交付金等の償還金でございます。

107ページには実質収支に関する調書、108ページには財産に関する調書、109ページは財源内訳等の決算資料を記載しております。介護保険事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第20号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。主要な施策の成果は、38ページからでございます。

議案112ページ、113ページ歳入歳出決算書を御覧ください。歳入113ページ、収入済額の最下段、決算額は、2億3, 155万7, 166円となり、前年度比21.7パーセントの増でございます。

114ページ、115ページを御覧ください。歳出115ページ、支出済額の最下段、決算額は、1億9, 249万3, 382円となり、前年度比14.7パーセントの増でございます。

その結果、116ページでございますが、歳入歳出差引残額は3, 906万3, 784円となり、翌年度へ繰越しとしております。

118ページ、119ページの歳入を御覧ください。款1項1目1市町村負担金4, 075万6千円は鹿島荘の運営費に係るもの。目2鹿島荘事業負担金1億2, 998万4, 753円は、老人保護措置費及び生活短期宿泊事業に係る負担金でございます。措置入所者は延べ15, 858人で、前年度比一人増でございます。また、生活短期宿泊事業の利用者は延べ2, 182人で、前年度比404人の増となりました。款2項1目1ひだまりの家収入2, 510万670円は、ひだまりの家利用者9名分の介護保険給付費収入で、前年度比1.5パーセント、37万8千円余の増でございます。目2ひだまりの家施設利用収入1, 144万3, 950円は介護保険自己負担分のほか、利用者の施設使用料、光熱水費、燃料代や食材料費で、前年度比3万5千円余の増となっております。款4項1目1鹿島荘繰越金1, 656万1, 584円と、目2ひだまりの家繰越金595万3, 902円は、それぞれ令和5年度からの繰越金でございます。

122ページ、123ページの歳出を御覧ください。款1項1目1管理費1億1, 629万5, 902円の主なものは、職員8名分と所長及び会計年度任用職員15名分の人件費のほか、節10需用費158万5千円は、施設管理に係る消耗品費、燃料費、設備修繕料などでございます。節12委託料932万8, 911円は、清掃業務委託のほか、不足する職員補充のため、人材派遣会社からの職員派遣業務委託やシルバー人材センターへの給食調理補助業務委託などが主なものでございます。節17備品購入費40万6, 780円は、故障により使用不能となった冷凍冷蔵庫とハンドレール付き体重計などを更新したものでございます。節22償還金利子及び割引料1, 212万6千円は、令和5年度分市町村負担金の過年度償還金であり、節24積立金は、鹿島荘事業基金利子と寄付金を積み立てたものでござい

ます。この結果、鹿島荘事業基金の残高は、421万1,838円となりました。目2生活費3,782万9,302円は、措置入所者と生活短期宿泊事業の入所者の日常生活に係る費用でございます。節10需用費3,414万7,333円の主なものは、オムツ等の消耗品費のほか、124ページ、125ページの燃料費、光熱水費や賄材料費でございます。節11役務費の手数料43万2,982円は、入所者の健康診断やシーツなどのクリーニング代が主なものであり、節13使用料及び賃借料21万7,800円は、通信カラオケ使用料、節19扶助費300万2,387円は、介護保険サービス利用に係る費用のほか、入院した利用者の日用品費などでございます。項2目1ひだまりの家管理費3,836万8,178円は、再任用職員1名と会計年度任用職員12名分の人件費のほか、入所者9名分の日常生活費や施設の維持管理費用でございます。節10需用費564万4,534円は、燃料費、光熱水費、賄材料費が主なものでございます。節12委託料142万3,190円は、訪問看護業務委託料などでございます。節24積立金2万222円は、ひだまりの家事業基金の利息を積み立てたものでございます。この結果、ひだまりの家事業基金の残高は、2,616万8,222円となりました。

129ページは実質収支の関する調書、130ページ、131ページは財産に関する調書及び財源内訳等の決算資料を記載しております。老人福祉施設等事業特別会計決算の説明は以上でございます。

以上、令和6年度における各会計の決算内容を御説明申し上げました。

御審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（傳刀健君）　日程第4の途中でありますが、ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩　午前11時05分
再開　午前11時20分

○議長（傳刀健君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

監査委員に監査報告を求めます。

松沢監査委員。

[監査委員（松沢晶二君）登壇]

○監査委員（松沢晶二君）　決算審査報告を申し上げます。

令和6年度の決算審査は、議会選出の二條監査委員と私、松沢の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。去る7月14日に広域連合長から審査に付されました、地方自治法第233条第2項の規定による、令和6年度北アルプス広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類、同法、第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。決算審査は7月18日に、広域連合事務局があります北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、令和6年度北アルプス広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正化か、また、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合などにより、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の、歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また、予算事務事業の執行についても適正であったと認められました。

ここで、若干の意見を加えさせていただきます。令和6年度北アルプス広域連合の事務事業予算の執行状況では、市町村負担金を主たる財源とする各会計のうち、特に一般会計では、歳入総額の6.7パーセントにあたる20億486万円余りが、市町村からの負担金となっております。

広域連合の事務事業は、事業効果と事務効率、そして公平公正の担保が求められており、厳しい財政状況下にあっても、十分な事務事業の評価、点検、検証を行うとともに、構成市町村の財政に配慮しながら、起債や国、県の補助事業を活用した計画的かつ効率的な財政運営に努められるよう求めます。

その他、詳細につきましては、意見書を御覧いただきますようお願い申し上げ、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（傳刀健君） これより質疑に入ります。

まず、議案第16号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

御質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 初めにごみ処理の関係ですけども、金属類やリチウムイオン電池など、処理不適物の混入。それから施設が大きく破損した事例等あったのか及び処理不適物の混入防止の取り組みについては、どのようにやっているのか、説明いただきたいと思います。

それから、消防費の関係。1点目は、工事請負費で、高機能指令センターに関して今回整備したもののは何年使用する予定でいるか。また、前回整備と比較して、機能性能が変わった点はどのような点か説明ください。2点目は、マンパワーの定員と充足の状況について、どのような課題があるとみているのか、説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（佐藤聰君） ただいま御質問いただきました、処理不適物の購入による施設、設備の事故についてお答え申し上げます。

平成30年以降、本格稼働いたしましたけれども、今まで、そういう不適物混入に関する大きな事故等はございません。また、不燃物の混入防止対策につきましては、月に1回、市町村担当者立ち会いの下で、エコパークにおきまして、廃棄物の展開検査というものを実施しております。主に事業所を対象といたしまして、不適物が発見された場合におきましては、指導をした上で対象の廃棄物を持ち帰っていただくように、お願いしているところでございます。

また、このような燃え残る金属ごみ等につきましては、可燃物への混入防止を目的といたしまして、3市町村に御協力をいただきながら、広報紙等による周知啓発を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） それでは私から消防関係の御質問についてお答えいたします。

令和6年度高機能消防指令センター更新整備工事について、まず使用年数のお尋ねにお答えいたします。

当消防本部では、平成25年度に119番の受付を集約するとともに、指令システムの高機能化を図り、24時間365日、無停止が要求されるシステムの維持管理に努めてまいりました。

今回の整備では、専門のコンサルタント会社による実施設計を行い、長期的に費用対効果の高いシステムを構築いたしましたが、機器の信頼性を担保した上で、安定稼働させるためには10年程度が限界であり、次回の全部更新も10年後を予定しております。

次に、機能・性能の変更点についてお答えいたします。

システム構成や規模については、更新前と大きな変更はございませんが、10年前と比べ社会全体のIT進展に伴い機能が向上しております。

具体的には、119番を受け付ける回線のIP化や、通報呼返し機能の強化に加え、通信コスト低減により、消防車、救急車の動態管理にモバイルデータ通信を採用することで、迅速かつ確実な運用が可能となりました。

また、全国的な消防指令センター共同化の動きや、無線システムの更新を踏まえ、共通インターフェースの整備なども行っております。

次に、定員と充足の状況について課題にお答えをいたします。

定員につきましては、定年延長の移行期間中も適切な消防力を維持するため、令和5年8月定例会におきまして条例を改正し、計画的に職員採用を進めているところでございます。

しかしながら、近年、定年退職以外の中途退職が複数発生しており、本来休暇にある職員を勤務補充に充てるなどの対応を余儀なくされている状況でございます。

課題といしましては、公務員のなり手不足が全国的に顕著であり、特に消防警察などの公安系職種において、応募者数が減少している点が挙げられます。

このことへの対応といしましては、当消防本部では公務員合同就職説明会や、地域の高等学校における進路指導の場に積極的に参加し、採用説明に努めております。

また、ハローワークや関係市町村の移住定住窓口を通じて、相談のありました都会の消防職員につきましては、社会人経験者の随時募集制度により、受験機会を設け職員確保に努めております。

更に、早期退職を防止する観点から、本年6月には、ハラスメント防止宣言を訓令として発出し、職員研修を実施するなど、風通しがよく、働きがいのある職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 消防の関係課題等が答弁である程度分かったんですが、1点目は共同化の取り組み、これは広域化の取り組みのことを言っているかと思うんですけども、これ具体的に実際やる場合、ある程度、広域化って結構課題も多いと思うんですが、どんなスケジュールとか、どんな目的で当面進めるのか、その点をもう一遍説明ください。

2点目のマンパワーの関係では、中途退職、退職について、それぞれ対応策をしているわけですが、広域消防署、大北の広域消防署として、独自の取り組みで、こんなことを中途退職者の防止のために、今後やっていけば、より良くなるのではないかというような、そういったような取り組みが何かあったら説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） まず、最初に消防指令センターの共同化、消防の広域化についての御質問にお答えいたします。

消防指令センターの共同化につきましては、今回の更新整備の以前から、中信地区及び近隣の消防本部と部会を設けて検討してまいりましたが、イニシャルコストに関しては低廉化が可能である。しかしながら、その後の10年間のランニングコストを考慮した場合に、必ずしも経済的メリットは無いということから、今回、北アルプス広域消防単独での更新整備をしたものでございます。

また、一昨年から消防広域化につきましては、国の方で推進をしていくということで、各市町村等に対しましてヒアリングを行い、広域消防本部に対しても県の方からヒアリングを行っているところでございます。今後このようなことにつきましては、県の消防課等を通じて長野県消防長会などに、意見が求められることもあるのかなということで、具体的なスケジュールについては示されているものではありませんが、国としては、広域化については推進する立場というのは変わっていないという認識をしております。

次に、中途退職等についての消防本部の対応策でございますが。先ほど御説明させていただいたとおり、まずは、職場環境に不備が無いかどうかということを、自分の足元を見つめまして職員研修などを行い、風通しの良い、働きがいのある、職場環境に努めてまいりたいと思っております。

また、先ほどもお話しましたが、他の消防本部に先駆けまして、ハローワークでありますとか、関係市町村の移住定住の関係部署と連携を密にし、社会人、消防職員の経験者の方で、当地域に移住をしたいと考えている方に対しまして、受験の機会を設けて優秀な職員の採用、消防力の適切な維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） よろしいですか、他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて議案第17号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

御質疑はありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第18号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

御質疑ありませんか。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 担当の委員会ですけども広域連合長の見解を聞いておきたいので、3点ほど質問したいと思います。

1点目は、令和6年度の決算において、1,714万4,000円の市町村負担金を投入しましたが、同様な負担金については、今後も歳入で補填していくというような考えがあるかどうか、連合長の見解を伺っておきたいと思います。

2点目は、虹の家を閉鎖する場合は、どの時点で決定し、いつから閉鎖となるのか。現在考えているスケジュールについて説明をいただきたいと思います。また、大町病院での機関

決定というのはまだなされていないと思いますけれども、これについて連合長はどのようにお考えか説明をください。

3点目は、閉鎖となった場合の職員（広域と病院）の対応と施設の処分をどうするのか。鹿島荘の状況も踏まえて、広域連合全体として、施設の運営をどう考えているのか、説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君）　ただいまの大和議員の質問は、担当委員の質問であります。これは連合長への質問ということでおろしいですか。

○7番（大和幸久君）　はい。

○議長（傳刀健君）　連合長。

○広域連合長（牛越徹君）　3点の御質問をいただきました。まず、第1点目でございます。いわゆる、市町村の負担金について、今後も歳入不足を補填するために、負担をするという予定、考えはないかということでございます。

令和7年度、本年度におきましては当初予算で2,700万円を見込み、予算計上して執行しております。現在、第9期介護保険事業計画期間の令和8年度末までに廃止も含め、終期を定める方針としております。この方針としつつ、民間活力による事業継続の可能性も考え、現在、県内の民間法人等に対して意向調査を行っております。その中から可能性のある各法人との間で、継続的に調整を図っているところでございます。少なくとも令和8年度中の施設の運営に支障がないよう、負担について各市町村、また、各市町村議会の御理解をいただき、支援に努めることとしております。

虹の家の不採算の根本的な要因は、給与水準が徐々に上昇してきたということに加え、公立施設のここ数年の大幅な給与改定などによる人件費の高騰に介護報酬の改定が対応してないことが原因であります。この構造的な課題の解決は到底容易ではないと考え、民間法人の参入を現在模索し、そして調整、協議を進めているところでございます。御案内のように7年度の人事院勧告は、3.62パーセントであります。昨年の2.76パーセントでさえ大変な財政負担を伴っておりますが、公的な主体が運営しているため、これは医療報酬においても、介護報酬においても、追いついていかないという状態が前提となっております。

そうした中で、民間法人の参入を模索しているところでございますが、今後の調整の中で、引き受ける法人との調整や協議の中で、例えば必要な施設改修などが課題となった場合には、こうした課題の解決に向けて広域連合として、一時的な負担を検討する場合も想定され、そうした場合には、先ほど申し上げましたように、各構成市町村及び構成市町村議会の皆様の御理解のもとで調整することになるかと考えているところでございます。

それから2点目の虹の家を仮に閉鎖する場合は、どの時点で決定し、あるいはいつ閉鎖するかというスケジュールについての御質問でございます。現時点で具体的なスケジュールというものは固まっておりませんが、先ほど申し上げました令和8年度末までに廃止するというこの基本的な方針のもとで、現在、意向調査の結果から各民間法人との調整を進め、運営に対する課題を整理し、可能性を模索しているところでございます。仮に、合意点がなかなか見出せないような状況となった場合には、調整・協議を断念し、事業終了の決定するポイントを考えていくことが、現実的な課題と考えているところでございます。

なお、具体的な手続きや、職員、入所者、地域支援者などへの説明、これは非常に重要でありますので、一定の方向性が定まってから、具体的なスケジュールを速やかに固め、進めていくということを考えております。時間が限られていることは十分承知しております。手

続きの方法や、あるいは創設時の補助金の取り扱い等については、県などの関係機関と確認するなど、準備は進めているところでございます。

また、大町病院の機関決定はどうなるかということです。これまで長年にわたり委託により、虹の家の運営業務を支えてきていただいております。大町病院からは、現在、医師、看護師等の各職種の職員を派遣配置いただいており、この影響というものは非常に大きいこともあります。今後一層、密接に連携しながら、適時状況を報告し、共有していくその中で、医師、看護師をはじめ、配置していただいている職員の処遇に配慮いただくよう要請してまいります。

また、病院側でも、これら委託業務の終了後の経営計画や人事配置についても、プランを練っていただくことも併せて要請し、そして大町病院として機関決定いただくことを考えているところでございます。

これらについても、最近も、事業管理者との間でこうした考え方について、連携をとるよう、確認しているところでございます。

もう1点、閉鎖となった場合の職員の対応、あるいは施設の処分、そして広域連合全体としての施設の運営について、どう考えるかという御質問でございます。職員の処遇につきましては、まず職員一人ひとりの就労の継続と生活の安定を最優先に考えており、そのために、職員の面接による意向確認と身分保障の説明などを行うなどして取り組んでまいります。既に鹿島荘などを含め、個別面接について実施している中で、今後の職員皆さんの希望や意向を伺っておりますとともに、身分や処遇について、基本的な考え方を説明し、なおかつ具体的に説明の機会を設けていきたいと考えております。

今後も面談などにより、介護職等の継続を希望する職員や、あるいは事務職種への転向を希望する職員などの人事異動など、広域連合が運営する3つの高齢者施設全体として、運営のあり方を検討し、より具体的な処分の情報についても、きちんと説明してまいりたいと考えるところでございます。

なお、鹿島荘は介護保険の適用ではなく、国の制度であります、老人保護施設として、市町村の措置によって運営する施設でありますので、介護保険によらず運営する措置という方法もありますが、これについても、その点について留意していくことが肝要ではないかと考えております。

施設の処分という、言葉もありました。これは土地建物についての取り扱いのことを指していることだと思いますが、事業終了後、仮に事業を終了したということの場合には、虹の家の施設の取り扱い、後の利活用については、民間法人との調整中のことでもあり、大町病院との協議も並行して行い、必要な検討に力を尽くしてまいります。特に土地については、大町市が現在、広域連合に対し無償で貸し付けをしているという状況にあります。この取り扱い、あるいは建物もまだまだ耐用年数を超えていてもなお利用可能な施設であるかどうかについても検討しながら、民間法人との調整にも活かしていきたい。そのように考えるところでございます。以上でございます。

○議長（傳刀健君） よろしいですか。

他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議はございませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第19号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御質疑はありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

質疑はございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第20号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御質疑はありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

質疑はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上の5議案の審査は、配付してあります付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第21号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました議案第21号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算に伴う繰越金の確定と、市町村負担金等の精算が主なものでございます。

議案1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,260万円を追加し、総額を24億5,383万8,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入を御覧ください。款7項1目1繰越金、1億1,260万円の増は、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出を御覧ください。款2総務費から款5消防費までは、いずれも令和6年度決算額の確定により、節22償還金利子及び割引料において、市町村負担金を過年度償還金として精算するものでございます。款9予備費1,288万1,000円の増は、歳入歳出の調整によるものでございます。

12ページは、令和7年度の市町村負担金一覧表でございます。今回の補正による全体額に変更はございませんが、ごみ処理に係る廃棄物処理費とリサイクル推進費の3市村の負担割合は、前々年、令和5年1月から12月のごみ量割合による見込みとして、本年度当初予算に計上しておりますことから、今回、令和6年の処理実績の確定により、見込みから確定値に変更し、負担割合の見直しを行ったものでございます。

13ページは、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について御質疑ありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

質疑はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、各常任委員会に付託します。

次に、議案第22号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました。議案第22号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算の確定に伴う繰越金の補正のみでございます。

議案1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万9,000円を追加し、総額を1,556万1,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入を御覧ください。款3繰越金92万9,000円の増は、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出を御覧ください。款2項1目1予備費92万9,000円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について御質疑ありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第23号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第23号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ269万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,158万2,000円とするものでございます。今回の補正は、歳入につきましては、前年度の施設利用料収入の滞納繰越金の発生及び令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

8ページ、9ページの歳入を御覧ください。款1項3目1施設利用料収入54万5,000円の増は、利用者2名分の自己負担分の未集金を滞納繰越分施設利用料として計上するものでございます。款2項1目1繰越金215万2,000円の増は、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出を御覧ください。款1項1目1介護老人保健施設事業費節10需用費174万3,000円の増は、修繕料で、給食配膳車の修繕に係る99万5,000円と特殊浴槽の修繕に係る74万8,000円を増額するものでございます。款2予備費95万4,000円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、御質疑ありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第24号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました議案第24号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算に伴う繰越金の確定と介護給付費等に係る国、県、市町村負担金の精算に伴う償還金の補正が主なものでございます。

議案1ページを御覧ください。第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,546万円を追加し、総額を74億866万5,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入を御覧ください。款9繰越金6,546万円の増は、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出を御覧ください。款3基金積立金は、前年度繰越金のうち保険料分について、給付準備基金積立てを増額するものでございます。款5諸支出金につきましては、決算額の確定に伴い節22償還金利子及び割引料において、介護給付費等に係る国、県、市町村負担金等を精算するもので、過大交付分をそれぞれ返還するための補正でございます。

12ページには、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳を記載してございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について御質疑ありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第25号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました。

議案第25号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、令和6年度決算の確定に伴う繰越金の増額及びひだまりの家事業基金繰入金の減額。歳出では、鹿島荘の通信カラオケ機器の更新、市町村負担金過年度償還金の増額のほか、ひだまりの家の外部評価委託料の補正が主な内容でございます。

議案1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ2,639万9,000円を追加し、総額を2億5,986万5,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入を御覧ください。令和6年度決算の確定に伴い、生活短期宿泊事業の利用者増のほか、職員未雇用による人件費の未執行額の実績により、款4項1目1鹿島荘繰越金2,608万7,000円、目5ひだまりの家繰越金380万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。款5項1目2ひだまりの家事業基金繰入金は、前年度からの繰越金が当初の見込み額を上回ったことから、基金繰入金を349万2,000円減額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出を御覧ください。款1項1目1管理費、節17備品購入費121万円の増は、平成25年度に購入いたしました機能改善プログラム付きの通信カラオケ機が通信不良となり、製造後12年が経過し修理部品が無いことから、機器を更新するものでございます。節22償還金利子及び割引料2,487万7,000円は、令和6年度決算の確定により、鹿島荘運営費の市町村負担金を過年度償還金として精算するものでございます。項2目1ひだまりの家管理費 節12委託料7万7,000円の増は、2年に一度の外部評価業務委託料が当初予算に未計上であったため、補正をお願いするものでございます。款3予備費23万5,000円は、歳入歳出の調整でございます。

12ページには、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳を記載してございます。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について御質疑ありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、福祉常任委員会に付託いたします。

日程第5 請願・陳情文書報告

○議長（傳刀健君） 次に、日程第5請願、陳情文書報告を議題といたします。

お手元にお配りしました陳情文書表は、大町市の塚田文善氏から提出され、令和7年8月8日に受理した陳情であります。

朗読、説明は省略して陳情の取り扱いについてお諮りをいたします。

令和7年陳情第1号は、福祉常任委員会に付託して審査したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、令和7年陳情第1号は、福祉常任委員会に付託して審査をすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後0時04分

令和7年北アルプス広域連合議会8月定例会会議録（2日目）

令和7年8月22日
開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから、令和7年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立了しました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長及び所定の職員は全員出席しております。

以上でございます。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（傳刀健君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

まず、議案第16号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇〕

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第16号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、救急車の出動件数が過去最高となっているが、今後どのように対応していくのかと質疑があり、行政側からは、救急出動は年々増加しており、現在は救急車5台で対応している。車両については、順次更新を進めるとともに、県が設けている救急安心ダイヤルの活用やポスター掲示などによる啓発を通じて、救急車の適正利用を促している。今後ともこれらの取り組みを継続し、増加する救急需要に対応していくとの答弁がありました。

また、委員から新設された山間地救助班の研修や活動体制はどうか。また、相談件数の推移や対応状況についての質疑があり、行政側からは、山間地救助班は大町警察署の山岳救助隊と連携をして活動している。研修については抽選制のため希望どおりの受講は難しいが、本年度は2名がビバーク訓練に参加している。昨年の出動は2件であったが、本年は8月14日現在で、救助出動件数は36件であり、そのうち7件が山岳に係るもので、山間地救助班が対応している。活動は警察と共同で行い、山岳安全パトロールにも参加している。全国的に山岳救助は増加していることから国の特別交付金を活用できるよう県とも協議を進めていくとの答弁がありました。

その他に、ごみ焼却施設の修繕はどこに計上されているのか。また、燃えるごみに不燃物が混入して施設が停止する事例の対応はどのようにになっているのかという質疑があり、行政側からは、焼却施設の本体修繕は10年間の長期包括運営管理業務契約の中で対応している。可燃ごみに混入する金属類は、搬送コンベヤーに詰まることがあり、その際は委託先の職員

が手作業で除去している。詰まった異物は写真に撮り、日報として報告を受けており、職員間で回覧し、今後の対応に活かしているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審議の審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決定をしました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 議案第16号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、民生費、低所得者保険料軽減税事業費実績が前年度比減額となったことに関する質疑があり、行政側から、令和5年度は、第8期介護保険事業計画における、国が定めた保険料軽減率の適用であり、第9期計画である令和6年度は、国の定める軽減率が下がったことにより実績額が減少となったとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第16号について、まず、総務常任委員長に対し、御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号を、各常任委員会委員長報告どおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第16号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第17号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇]

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第17号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第17号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第18号、議案第19号及び議案第20号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 当委員会に付託された議案につきまして、審査の概要を順次報告をいたします。

当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第18号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から委託料の積算が妥当なものであるかどうかという検証をされているか、との質疑があり、行政側より、明細書の確認はしているが、詳細の検証までには至っていないとの説明がありました。

また、給食業務委託料とともに、賄材料費も病院へ支払っているのかとの質疑があり、行政側からは、病院の仕入れから虹の家分が分けられた請求書が届き、確認の後、納入業者へ虹の家から直接支払っているとの説明がありました。

また、別の委員からは、虹の家勤務の病院職員の人事費相当額は、他の老人施設と比較するとどうか、人事費として妥当かとの質疑があり、行政側から、民間法人の給与表との比較はしていないが、病院給与の積算が人事費となっていることから、妥当と考えているとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、介護保険事業計画における、サービス別の給付費予測と実績との比較に関する質疑があり、行政側から、サービス別の対計画値を即時例示の上、全体で1.3パーセント程度、計画比に対して実績が下回っているが、おおむね計画どおりとの認識であるとの説明がありました。

また、委員から、施設等利用における食費、居住費の補足給付である。特定入所介護サービス等費が前年度比減の理由は、との質疑があり、行政側から、所得等の要件による減額分の

令和6年度の実績であること。あわせて、制度上、利用者負担額が増額となったことで、給付費が減ったことによるとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で、原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、マンパワーの充足状況はどうかとの質疑があり、行政側から鹿島荘では、支援員2名、看護師1名の合計3名が不足し、ひだまりの家においても、介護員1名が不足している。介護職員の高齢化も進んでいることから、職員全体で協力し、業務を分担し入所者の生活に影響がないよう対応しているとの説明がありました。

また、今後の施設運営に関して、虹の家のように専門家からアドバイスを受けるようなことは考えているかとの質疑があり、行政側から、養護老人ホームは生活困窮高齢者の保護や、社会復帰を支援する措置施設であるため、専門家の助言は必ずしも必要ではないと考えるが、一方、認知症グループホームは、財政面に課題を抱えていることから、専門的な助言を求める可能性を含め考えたいとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第18号について、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第19号について、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第20号について、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員、議案何号ですか。

○7番（大和幸久君） 18号反対討論です。

[7番（大和幸久君）登壇]

○7番（大和幸久君） 議案第18号、反対討論をいたします。

議案第18号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

虹の家に関する現時点での問題点は、広域連合長が虹の家施設管理者、大町病院長との具体的な協議を行わず、利用者、職員、関係者に十分な説明や協議を行い行わないまま、昨年7月から急激なシフトチェンジを行い、なし崩し的に虹の家の収束を図っているところにあります。

利用者の意向は陳情書にあるように、虹の家の存続を強く求めております。

また、私が把握している現場からの声は、利用者から虹の家はどうなるのかと聞かれても答えられない。どこでどう決定しているのか、現場には教えてもらえない。利用者や関係者に具体的な説明がないなど、利用者や関係者、職員の説明が圧倒的に不足している。足りていないというのが現状であります。この状況の中で、本当に令和8年度、虹の家の運営を収束するつもりなのでしょうか。余りにも強引、拙速であることを指摘しておきたいと思いま

す。

今まで何度も、虹の家の存続に向けた指摘や提言を行ってきましたが、どれ一つ真剣に、検討や検証がなされた形跡はありません。

令和6年度からは、市町村負担金を投入してきましたが、今後においても一定の市町村負担金を投入し、虹の家の運営を継続することは不可能なのでしょうか。地域ケア会議や今回の陳情など、民意は確実に虹の家の存続にあります。

この民意を広域連合をはじめ、関係者の知恵や創意・工夫を活かして、利用者のための虹の家の存続を図ることが、今、広域連合に求められている責務ではないでしょうか。

令和8年度、虹の家の運営終了を決めた方針の撤回を強く求めるとともに、運営の終期を定めた方針に基づいて、予算執行されてきた令和6年度本決算に同意できないことを表明して、反対討論を終わりたいと思います。

○議長（傳刀健君） 議案第18号について、他に討論はありませんか。

西澤和保議員。賛成ですか、反対ですか。

○4番（西澤和保君） 賛成です。

[4番（西澤和保君）登壇]

○4番（西澤和保君） 議案第18号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、私からは総括的に賛成の立場での討論をいたします。

虹の家は、運営に基金繰入が必要となって以来、大町病院との経営改善等に向けた検討や議論を重ねたものの、抜本策となるものは見いだせず、正副連合長会議での理事者判断を仰いだ中で、昨年10月より定数を42床に縮小し、配置基準上、最も赤字幅の少ない体制へと見直しました。

この間、現場職員の皆さんには、経費の削減等々、効率的な人員配置や業務手順を見直すなどして、利用者への質の高いサービスの提供を維持されております。

令和8年度末までに終期を定める方針の中ではありますが、本年度5月に行った意向調査に基づき、いくつかの民間法人との調整も進めており、介護基盤の存続に向けた可能性を模索しているところであります。こうした職員一丸となった運営の取り組みは評価すべきものであり、それらを踏まえ「令和6年度介護老人保健施設事業特別会計決算について」は認定すべきものと判断をいたします。

私からは以上、賛成討論とさせていただきます。

議員皆様のご賛同のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（傳刀健君） 議案第18号について、他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他の議案について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第18号について、福祉常任委員長報告どおり原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第18号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第19号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第19号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第20号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第20号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第21号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇]

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第21号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 議案第21号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第21号について、まず、総務常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号を、各常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

举手全員であります。

よって、議案第21号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（宮澤正廣君）登壇]

○総務常任委員長（宮澤正廣君） 議案第22号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

举手全員であります。

よって、議案第22号「令和7年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、議案第24号及び議案第25号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 当委員会に付託された議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

初めに、議案第23号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、特殊浴槽修繕の経年劣化による不具合とは具体的にどのようなものか、との質疑があり、行政側から、特殊浴槽ストレッチャーの上下動作装置劣化による、入浴者の転落の心配があるもの。また、安全装置の基盤の劣化により、入浴時の適正な位置確認が機能していないものとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の審査概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」の審査概要を報告いたします。

審査中、委員から、繰越金は、職員の未雇用に伴い未執行額が多くなったとの説明があつたが、実際に不足する職員数は何人かとの質疑があり、行政側から、繰越金2,600万円の内訳として、看護師1名、支援員2名の未雇用による分が約1,000万円で、短期入所の増による収入増分が約1,000万円。その他、光熱水費等の節減等によるものが600万円であるとの説明がありました。

また、ひだまりの家の外部評価業務の委託に関して、この外部評価とはどのような視点から行われるのか、との質疑があり、行政側から、外部評価は介護保険の規定によるもので、評価機関は県が指定した業者3社から見積もりを取って決定する。外部評価はサービス水準維持向上のために行われるもので、評価結果は公表されるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第23号について、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第24号について、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第25号について、福祉常任委員長に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第23号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の举手を求めます。

（举手多数）

举手多数であります。

よって、議案第23号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の举手を求めます。

（举手全員）

举手全員であります。

よって、議案第24号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

举手全員であります。

よって、議案第25号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 常任委員会委員長請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「常任委員会委員長請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

福祉常任委員会付託の令和7年陳情第1号について、福祉常任委員長の報告を求めます。
福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（太田伸子君）登壇]

○福祉常任委員長（太田伸子君） 当委員会に付託されました陳情第1号「介護老人保健施設の家の存続を求める陳情書」の審査の概要を報告いたします。

陳情の審査において、行政側より、介護老人保健施設虹の家は、圏域初の老健施設として、長年地域に貢献し、住民からの信頼も厚い施設である。今回の存続を求める声についても、真摯に受けとめているが、運営は人件費、物価高騰により困難となり、基金も大幅に減少した。経営改善を試みたが抜本的な改善は難しく令和6年10月から定員縮小等で赤字幅を抑え、不足分は市町村負担金で補填している。しかし、各自治体の財政状況から継続的負担は困難との考えもあり、第9期介護保険事業計画期間内の令和8年度末までに、廃止を含む終期を定める方針が示された。

施設の設置、整備状況は、他圏域と比べて充足しており、将来廃止とした場合でも、必要数は確保可能な推計となる。

介護サービス料は、40歳以上の方からご負担をいただく介護保険料に直結するため、需要と供給の適正なバランスを見極めつつ、判断していく必要があると考えているとの見解が示されました。

委員からは、以下のような意見がありました。

- ・趣旨は賛同できるので、採択とすべき。
- ・市町村負担金を求められているため、それぞれの町村議会へ持ち帰った上で、意見集約を行いたい。
- ・公の施設であることから、赤字を理由に廃止すべきではなく、民意を組むこと。
- ・まず、採択とし、議会と行政とのやりとりの中で最もよい選択をするべきである。
- ・陳情項目である「現状のまま存続を」が難しい状況となっていることから、他の方法がないか模索する観点からも継続審査が必要ではないか、との意見もありました。

また、

- ・要介護認定者の選択肢を狭めることになるため、民意を汲んで採択すべき。不採択はありえない。
- ・同様の状況が民間事業に起きたとなれば、すぐ廃止となる。
- ・昨年度廃止を含め検討するましたが、検討期間が短いと感じる。陳情にあったように、署名活動等もあり、関心が高いこの時期に終期を定めることに疑問がある。

と様々な意見がありました。

また、審査中、委員より広域連合議会として、陳情の取り扱いは、採択か不採択かの2択かとの質疑があり、行政側より、運営上取り決めがなく、採択か不採択となっている。今後は構成市町村の事例を参考に、議会運営委員会において審議する必要があるとの説明がありました。

同委員会では、まず初めに、継続審査か当日採決かを諮りました。

結果、賛成多数で、当日、採決を行うことに決し、本陳情については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（傳刀健君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉常任委員長に対し、御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

○議長（傳刀健君） 二條孝夫議員。賛成ですか、反対ですか。

○3番（二條孝夫君） 反対です。

〔3番（二條孝夫君）登壇〕

○3番（二條孝夫君） それでは私から、委員長報告に対して反対、本陳情に対しても反対の立場から討論をさせていただきます。

本陳情は、介護老人保健施設虹の家の存続を求めるものであります。陳情内容は、虹の家は市立大町統合病院に併設され、緊急時に医療との連携が即座に対応可能な介護老人保健施設で、地域にとっては不可欠な存在であること。今後、高齢化が進む中で、介護基盤の一角を担う虹の家の廃止は、地域福祉の後退につながりかねない。私たち住民の将来の不安を、安心を大きく損なわれるものとしています。存続を要望する署名は3,500筆に上り、多くの人たちの思いが寄せられている陳情であります。

陳情項目として、1. 虹の家の現状のままでの存続、2. 虹の家の運営が維持できるように、構成市町村へ負担金の継続を働きかけて欲しいとしています。

自分の身の回りにも、介護認定を受けている人たちが大勢おります。ご家族の介護の大変さや、何より、介護を受けている本人が非常につらい思いをしているのも理解をしています。地域のよりどころである虹の家の存在は、大事なことだと思っています。

しかし、虹の家の運営状況は大変厳しく、私たちの税金が経営の大きな支えになっているのも事実です。現状ではその支えさえも危うくなっています。既に介護給付費のみでは支払い切れない。基金の取り崩しをし、いよいよ底をついてきました。

経営の専門家の助言や大町病院との協議のもと、経営改善に取り組み、入所定数を調整し、効率化することで、赤字幅を少しでも縮減しようと試みましたが、それもなかなかかなわず、今に至っております。

また、大北5市町村で何とか維持しようと、運営のための負担金、昨年は1,700万、今年は2,700万円を計上しています。それぞれの市町村の財政事情もあり、市町村からも、今後も続くであろう負担金に継続は難しいということを示しています。入りを量りて出を制す。財政運営の鉄則である言葉がありますが、今回住民の不安を取り除くためのこの財政支出は、この言葉にもしかしたら合わないかもしれません、ぜひ、財政的な困難ということを御理解いただきたいと思います。

このようなことから、本陳情の1. 虹の家の現状のままの存続は困難と考えます。また、それぞれの市町村の財政事情を考えたときに負担金の継続は、それぞれの市町村住民の理解が得られないこともあり得ると思います。

以上のことから、本陳情は不採択にすべきと考えます。

しかし、定例会冒頭、連合長あいさつにもありましたとおり、事業廃止も含め方針を決定することとしており、県内民間法人を対象に運営に対する意向調査を実施し、事業継続のための可能性について検討していくとしていました。

理事者側もぜひ、虹の家を利用している人たち、そこに従事している人たちの思いを馳せ、事業継続の可能性については、努力していただきたいと思います。

以上で、本陳情に反対の立場の討論とさせていただきます。

どうか議員の皆さんのご賛同のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。賛成ですか、反対ですか。

○10番（服部久子君） 賛成です。

[10番（服部久子君）登壇]

○10番（服部久子君） 陳情に賛成の立場で討論させていただきます。

虹の家の存続を求める陳情に対しては賛成です。陳情は、大北地域に居住する高齢者にとって、当然の陳情趣旨だと思います。介護老人保健施設は、大町市では唯一の施設です。現在利用されている方にとって廃止は非常に不安です。地域ケア会議の報告でも、当事者や住民の不安が報告されております。

県内100法人に対して意向調査をし、数件当てはまる事業所があったということですが、遠距離だとまた問題が生じることになります。

民間の施設なら赤字を理由に、施設の閉鎖は考えられますが、虹の家は北アルプス広域連合が運営する公共の施設です。施設の財政問題は、広く介護保険事業全体で考え、高齢化が進む中、廃止は高齢者の命に関わることになり避けるべきであると考え、この陳情に賛成いたしました。

以上です。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

栗林陽一議員。賛成ですか、反対ですか。

○5番（栗林陽一君） 賛成です。

[5番（栗林陽一君）登壇]

○5番（栗林陽一君） 陳情第1号「介護老人保健施設虹の家の存続を求める陳情書」に賛成の立場で討論します。

介護老人保健施設虹の家について、令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間内に、事業の廃止を含め方針を決定することとしています。しかし、広域の住民の方は新聞での報道で、そのことを初めて知ったということもございます。そして、それに関して大きな不安を感じています。大町総合病院に併設されており、緊急時には、医療との連携が可能な介護老人保健施設です。利用者と家族にとって、大きな安心感を与える施設です。

民間事業者に任せるという案もあるようですが、民間事業者の場合、赤字になった場合、無理して存続をするということはまずないでしょう。そういうことを考えると、公営として、虹の家は存続させることが必要になってくるかと思います。そして、ここに、この議場にいる方もそうですが、今は良くても10年、20年、30年となれば、自分がお世話になる可能性も高いです。そういうことを考えれば、現状維持を含めた存続を検討するべきだと考え

ます。

以上申し上げて、本陳情の賛成討論といたします。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

大和幸久議員。

[7番（大和幸久君）登壇]

○7番（大和幸久君） 陳情第1号「介護老人保健施設虹の家の存続を求める陳情書」に賛成の立場から討論いたします。

本陳情は、利用者から虹の家の運営を存続して欲しいという民意の反映として提出されたものであります。私はこの民意は妥当なものであり、この民意を尊重し、本陳情を採択すべきという立場から討論いたします。

ちなみに、虹の家を守る会による署名活動では、3,500筆を超える署名が寄せられているそうで、これを民意の集約結果として重く受けとめるべきであると思います。これらに伴い理事者は、利用者、その家族、住民、関係者の民意を再認識して、この仕事に当たるべきだと思います。その上で、虹の家の存続に関しては、財政面、施設整備面、運営スタッフ関係など多角的に課題を抽出整理し、持続可能なるべき姿を検討して、早急に制度設計を図ることが求められていると思います。

方法論は別として、本陳情の提出者は、虹の家の存続要望にあることを鑑みれば、本陳情は採択されなければならないものであることを強調しておきたいと思います。

これをもって、賛成の討論を終わりますが、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたしますこの辺で討論を終結することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和7年陳情第1号に対する福祉常任委員長の報告は採択です。

福祉常任委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、令和7年陳情第1号、大町の塚田文善氏からの陳情は採択することと決定をいたしました。

以上で、本8月定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 8月定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案申し上げました決算案件並びに予算案件につきまして、いずれも慎重かつご熱心な御審議をいただき、全て原案どおり御承認、御議決いただきました。厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言は、今後の広域行政に十分反映してまいり所存でございます。

本定例会の開会の御挨拶でも申し上げましたが、一般廃棄物最終処分場大町市グリーンパーク第3期埋立地の整備につきましては、建設予定地の高根地区を中心とする生活環境影響調査を終了し、5月から先月にかけて調査書の縦覧と意見募集を実施いたしました。今回の調査結果に関する意見は特にありませんでしたが、この調査の結果とともに、基本設計の内容を実施設計に反映し、年内の工事着手に向け、着実に事務を進めてまいります。

また、虹の家の今後の運営につきましては、令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間内に、事業の廃止を含め方針を決定することとしております。本年5月に県内の民間法人を対象として、運営に関する意向調査を実施しており、この調査結果も踏まえ、引き続き、利用者の皆様や地域社会への影響を最小限にとどめるよう、十分配慮し、あらゆる可能性について、検討・協議を進めてまいります。

ただいまは、虹の家の市町村負担の今後の継続について、陳情が採択されたところでございます。昨日の本会議の決算案件の質疑におきまして、私の方からお答え申し上げましたのは、令和7年当初予算に既に市町村負担金2,700万円余が計上されております。

また、あわせて本年度も職員の給与の大幅な改善が計画されております。特に3.62という人事院勧告、これは広域連合から配置しております虹の家の職員約10人及び、委託料として大町病院に支払う委託料の中にも、人件費が相当部分を占めております。これらにつきましても、約20人の職員の皆さんに働いていただいておりますが、これらの人件費の増などを考えますと、当初予算に計上してある予算額、負担金額では到底不足するのではないかということも懸念しております。これも運営の中で、できる限りの節減などを図り、市町村議会の皆様の御理解もいただきながら、検討を進めてまいります。

結びに、間もなく市町村議会9月定例会を迎えるが、議員各位におかれましては、今後もなお厳しい残暑が予想されますことから、健康に十分御留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、いっそう御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また、公務ご多忙中のところ、ご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

これにて令和7年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後10時57分

令和7年8月22日

議会議長 傳刀健

署名議員4番 西澤和保

署名議員5番 栗林陽一